国税庁

国税のキャッシュレス納付の普及・促進について



国税庁ｅ－Ｔａｘキャラクターイータ君

《目次》

１．はじめに

２．国税のキャッシュレス納付とは

３．確定申告における納付について

４．振替依頼書のオンライン提出

５．参考情報

１．はじめに
２．国税のキャッシュレス納付とは
３．確定申告における納付について
４．振替依頼書のオンライン提出
５．参考情報

１－１．国税のキャッシュレス納付の現状と課題

○ 国税庁では、納税者の利便性向上と現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減のためキャッシュレス納付を推進しています。

○ キャッシュレス納付の推進に当たっては、納付手段の多様化による納税者の方の利便性向上に取り組んでいるほか、税理士や金融機関、関係民間団体など、各種関係者の方と連携しながら、キャッシュレス納付を利用していない方に対し、利用勧奨を実施しています。

○ こうした状況の中、令和７年度のキャッシュレス納付割合は、４９．７％と年々上昇していますが、法人によるキャッシュレス納付は低調であり、特に、納付件数が多い源泉所得税については、まだまだキャッシュレス納付割合が低い状況です。

○ このため、キャッシュレス納付の利用割合の目標を「令和８年度末までに５４％ 」と設定するとともに、源泉所得税について「令和８年度末までに３６％」という目標を設定し、関係者と意識を共有しながら、更なる促進に向けて取り組んでいます。

年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度（目標値）
キャッシュレス納付割合	３６．８％	３９．９％	４６．１％	４９．７％	５４％
内　源泉所得税	１９．０％	２２．８％	２８．５％	３４．０％	３６％

１－２．国税のキャッシュレス納付推進に向けた取組み

○ 国税庁では「**体験ツール**」で一連の流れを体験してもらうことで、納税者に利便性を感じていただいているほか、金融機関職員の方などにも、研修資料として活用いただいています。

○ また「**推進デー**」では、税務署だけでなく地方公共団体や関係民間団体、金融機関の方々と協力しながら地域全体で、キャッシュレス納付の推進に向けた取組みを実施しています。

① 体験ツール（源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー）



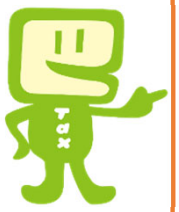
「体験ツール」はこちら

○ e-Taxソフト(WEB版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・キャッシュレス納付手続（ダイレクト納付・インターネットバンキング）の一連の流れを体験することができるツールです。

○ 「利用勧奨」、「職員研修」、「操作の補助マニュアル」などの場面で活用されています。

○ **源泉所得税のキャッシュレス納付を、是非、体験してください！**

② 推進デー（キャッシュレス推進デー）



「推進デー」はこちら

○ 一部の税務署において、窓口の現金領収事務を減らす取組を試行的に実施しており、その日を「キャッシュレス推進デー」と定めています。

○ 納税者の方に、キャッシュレス納付の説明を聞いていただいたり、実際にキャッシュレス納付の操作体験してもらい(※)、利便性を実感していただいています。

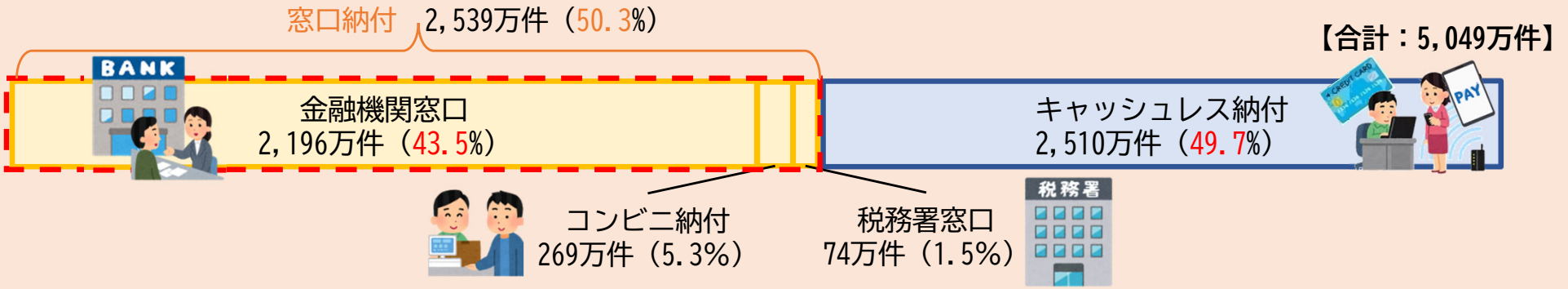
○ **推進デーにキャッシュレス納付の利便性を、是非、感じてください！**

（※）キャッシュレス推進デーの設定日や取組は、試行する税務署に応じて異なります。

１－３．国税のキャッシュレス納付の状況

○ 国税の納付件数のうち、全体の５０．３%が窓口納付。そのうち４３．５%が金融機関窓口での納付。
○ 窓口納付の約７割（６９．３%）が法人であり、源泉所得税の占める割合が約５割（５１．０%）

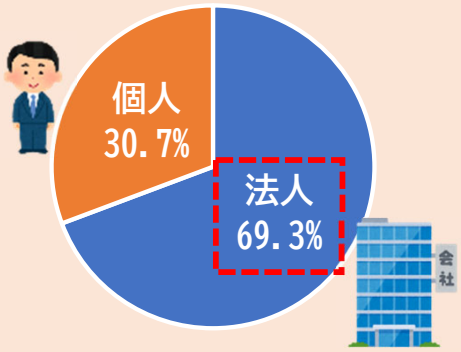
① 納付件数（令和7年度）



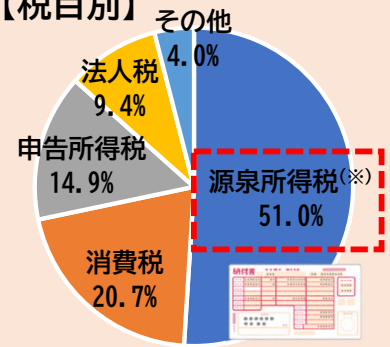
○ 件数ベースで全体の５０．３%が窓口納付（うち４３．５%が金融機関窓口での納付）であり、キャッシュレス納付は４９．７%

② 窓口納付における人格別納付割合・税目別納付割合（令和7年度）

【人格別】



【税目別】



（※）源泉所得税には自主納付分と告知分を含む。

○ 窓口納付のうち、人格別の納付割合については、法人の占める割合が約７割（６９．３%）
○ 税目別の納付割合については、源泉所得税の占める割合が約５割（５１．０%）

１．はじめに

２．国税のキャッシュレス納付とは

３．確定申告における納付について

４．振替依頼書のオンライン提出

５．参考情報

２－１．キャッシュレス納付の定義と手段

キャッシュレス納付とは

○ 金融機関や税務署へ行かず、**非対面**で自宅やオフィス等から納付できる（**コンタクトレス**）
○ 納付書を使用せず、**非書面**で領収証書の管理が不要となる（**ペーパーレス**）
○ 現金を使用せず、**非現金**で納付できる（**キャッシュレス**）

国税のキャッシュレス納付

	概　要	個人の方	法人の方
A ダイレクト納付	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法		
B インターネットバンキング等による納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法		
C 振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法		
D クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法		
E スマホアプリ納付	e-Taxを利用して、「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法		

２－２．キャッシュレス納付手段

A ダイレクト納付

こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報はこちら

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



B インターネットバンキング等

さらに詳しい情報はこちら

納付方法 インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(https://www.pay-easy.jp/)」でご確認ください。



２－２．キャッシュレス納付手段

C 振替納税

こんな方におススメ!
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報はこちら

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



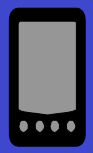
D クレジットカード納付



さらに詳しい情報はこちら

納付方法 「国税クレジットカードお支払いサイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。
※納付税額に応じ決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。

E スマホアプリ納付



さらに詳しい情報はこちら

納付方法 e-Taxで申告等データを送信した後などに、「国税スマートフォン決済専用サイト」から「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法です。※申告税額等が30万円を超える場合はご利用になれません。

2－3．キャッシュレス納付の意義

キャッシュレス納付推進の意義

○ 納税者の方にとっては、納税を含めた経理・会計業務が一貫してデジタル化されることで、単純誤りの防止による正確性の向上のほか、銀行窓口での手続き等のコスト縮減、また業務効率化や生産性向上が見込まれます。

○ 金融機関や官公庁にとっては、窓口事務の合理化や生産性の向上に資するものであり、金融機関にとっては店舗統廃合や新たな営業機会の創出、官公庁にとっては納付書の刷成費用や郵送費用の削減などが見込まれます。

キャッシュレス納付のメリット

※ 源泉所得税の納付の場合

従来（金融機関等窓口での納付）



○ 書面の納付書（徴収高計算書と納付書の一体化様式）

※ 源泉所得税は、対面により徴収高計算書の提出（金融機関を経由して税務署へ連絡）と納付手続を同時に行う必要。

○ 金融機関窓口での納付

キャッシュレス納付（e-Tax等を活用した納付）



○ オンラインで徴収高計算書の作成

○ インターネットバンキングなど、オンラインによる電子納付

事業者



- 給与計算後に書面の徴収高計算書の作成（**作成負担**）
- 人事・経理の部門間で書面の徴収高計算書を**やり取り**
- 金融機関に出向いて納付（**来店負担**）
- 現金の取扱業務（**現金紛失のリスク**）

- 給与計算の一環で徴収高計算書の作成ができ、簡単な操作で自宅やオフィスから納税までの手続きが可能となり、金融機関への来店等が不要となることで、
 ① 時間や経費の削減による経理業務の効率化
 ② データ管理による経理の透明性を確保
 ③ システムによる一貫処理により正確性の向上
 ④ 現金取扱リスクの軽減

金融機関・官公庁



- 窓口における対面での対応（**応対者の確保**）
- 徴収高計算書の記載内容の確認（**受入負担**）
- 徴収高計算書（控）の保管（**書類の保管コスト**）
- 現金の取扱業務（**現金紛失のリスク**）

- オンラインによる電子納税の利用により、来店者等の減少が見込まれるため、
 ① 窓口の混雑緩和・窓口事務の削減
 ② ペーパーレスによる事務コストの削減
 ③ 現金取扱リスクの軽減

コスト削減
業務の効率化
生産性の向上

１．はじめに
２．国税のキャッシュレス納付とは
３．確定申告における納付について
４．振替依頼書のオンライン提出
５．参考情報

３－１．令和８年分確定申告の納期限・振替日

納 期 限 ・ 振 替 日

税目	納期限	振替日
所得税及び復興特別所得税（確定分）	令和９年３月１５日（月）	令和９年４月２３日（金）
所得税及び復興特別所得税（延納分）	令和９年５月３１日（月）	令和９年５月３１日（月）
消費税及び地方消費税(個人事業者)	令和９年３月３１日（水）	令和９年４月３０日（金）
贈与税	令和９年３月１５日（月）	－

（注１）納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合があります。
（注２）振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高や他の引落しがないか等をご確認ください。
なお、残高不足等で口座振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

申告所得税及び復興特別所得税の延納制度について

○ **延納制度**とは、所得税及び復興特別所得税の納める金額の２分の１以上を納期限（令和９年３月１５日（月））までに納付（振替納税の場合は、令和９年４月２３日（金）に振替納付）すると、残りの金額（確定申告書の「延納届出額」欄に記載した金額）の納付を令和９年５月３１日（月）まで延ばすことができる制度です（振替納税の場合も、令和９年５月３１日（月）が振替納付日）。

○ 令和９年３月１５日（月）までに納付がない（又は振替納付日に振替ができない。）場合は、延納分を含む全額を納付しなければならなくなり、令和９年３月１６日（火）から延滞税が課されます。

○ 延納期間中は延滞税の代わりに利子税が課されます。

○ 振替納税の場合は、令和９年５月３１日（月）に利子税を合わせた金額が預貯金口座から引き落としになります。

延納制度についてはこちら ▶

３－２．確定申告における納付手段

確定申告の納付では「キャッシュレス納付」が大変便利です！

○ 申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税（個人事業者）の納付は振替納税が便利です！

振替納税のメリット

メリット①：簡単
- 初回のみ「振替依頼書」を提出するだけで、毎年継続して利用可能！

メリット②：便利
- 納付書の記載や金融機関への移動が不要となり、手間と時間が削減！

メリット③：安心
- 振替日に自動で預貯金口座から自動で引き落とされるため、納付を忘れる心配なし！

○ 贈与税の納付には、振替納税の利用ができません。ダイレクト納付など他のキャッシュレス納付手段のご利用をお願いします。

「振替依頼書」の提出はオンラインで！

○ 振替依頼書は、パソコン、スマートフォンから オンライン（e-Tax）で簡単な操作により提出できます。

○ 振替納税のお申込みは、印鑑不要でスマートフォンによるオンライン提出で！

（注）金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧（振替納税）」をご確認ください.

オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)　検索

取扱金融機関についてはこちら ▶

１．はじめに
２．国税のキャッシュレス納付とは
３．確定申告における納付について
４．振替依頼書のオンライン提出
５．参考情報

４．振替依頼書のオンライン提出方法（スマートフォン）

ＳＴＥＰ１ e-Taxソフト（Ｗｅｂ版）へログイン

上の二次元コードを読み取ってログイン画面に進んでください。
読み込みができない場合は、下のように検索してみてください。

e-Tax　WEB版　検索



マイナポータル経由でログイン
〇ご注意
利用者証明用電子証明書のパスワード(数字４桁)の入力が必要となります。
マイナンバーカード及び電子証明書には有効期限があります。有効期限を過ぎた場合、e-Taxでの手続きができませんので、お早目の更新手続をお願いします。

利用者識別番号でログイン
〇ご注意
利用者パスワード(半角英数８～50桁)の入力が必要となります。

利用者識別番号又はパスワードをお忘れの方は**「利用者識別番号やパスワードをお忘れの場合」**、利用者識別番号をお持ちでない方は**「初めての方はアカウント作成」**を選択してください。

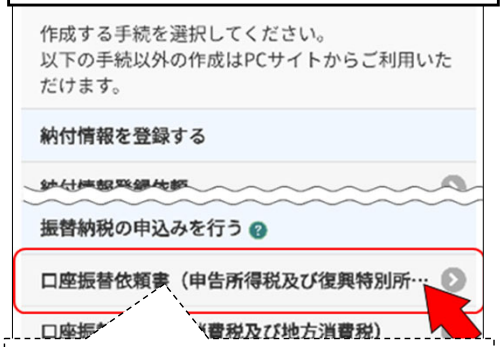
4．振替依頼書のオンライン提出方法（スマートフォン）

ＳＴＥＰ２ 振替口座（預貯金口座）の入力

①「申請・納付手続を行う」を選択

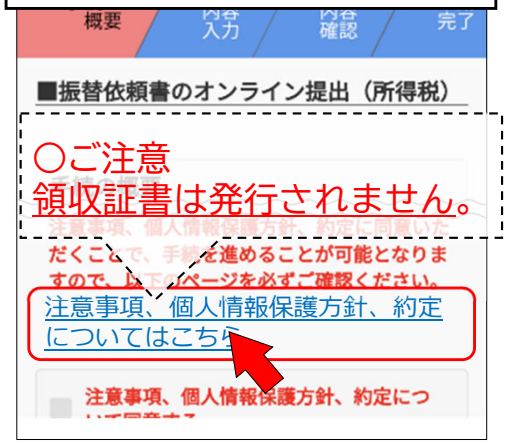


②「口座振替依頼書」を選択

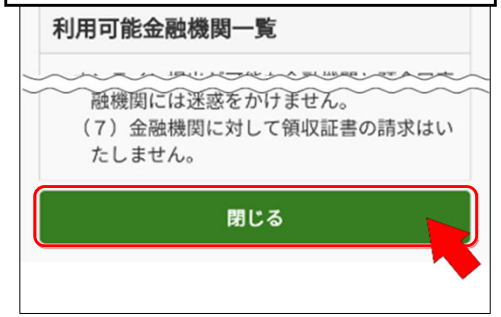


所得税の振替納税はこちら。
消費税の申込みも続けて行うことができます。詳しくは⑬をご確認ください。

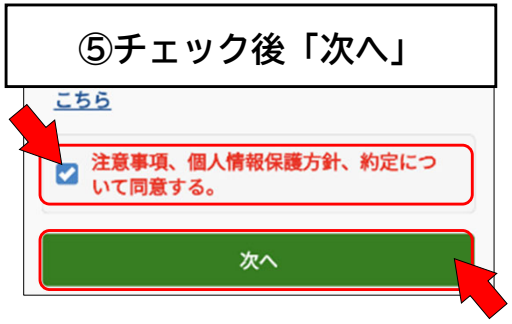
③「注意事項…」を選択



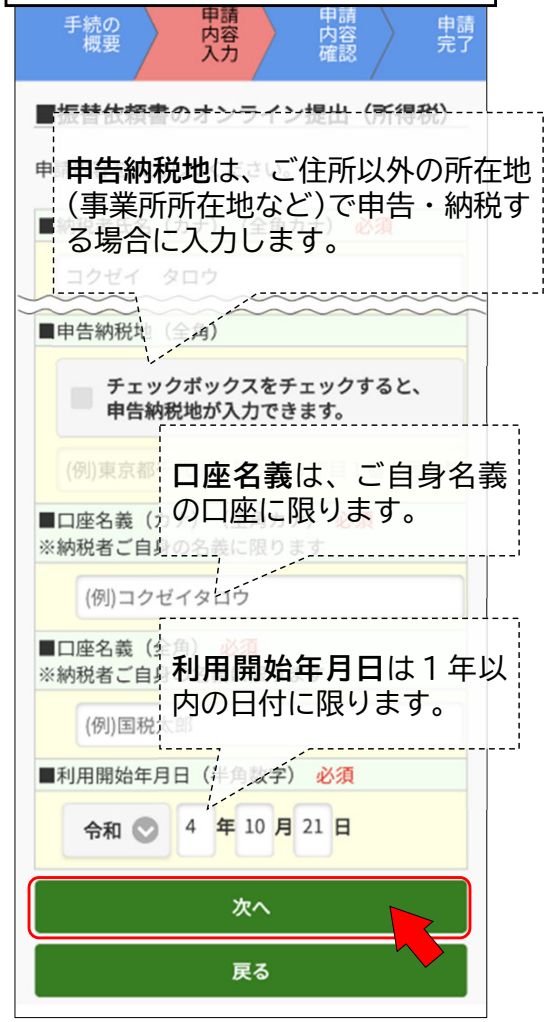
④内容確認後「閉じる」



⑤チェック後「次へ」



⑥氏名等を入力後「次へ」

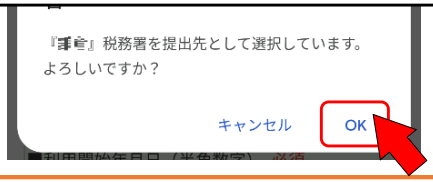


申告納税地は、ご住所以外の所在地（事業所所在地など）で申告・納税する場合に入力します。

口座名義は、ご自身名義の口座に限ります。

利用開始年月日は１年以内の日付に限ります。

⑦税務署名を確認後「OK」



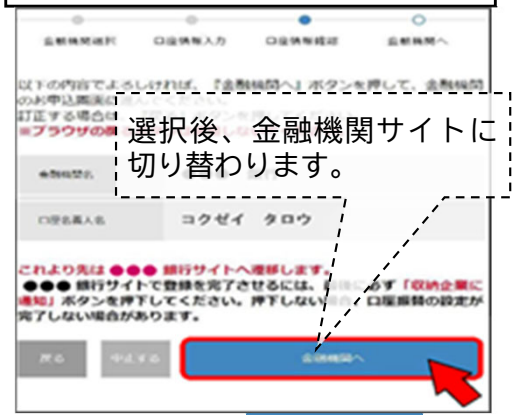
4．振替依頼書のオンライン提出方法（スマートフォン）

ＳＴＥＰ２ 振替口座（預貯金口座）の入力

⑧ご利用の金融機関を選択

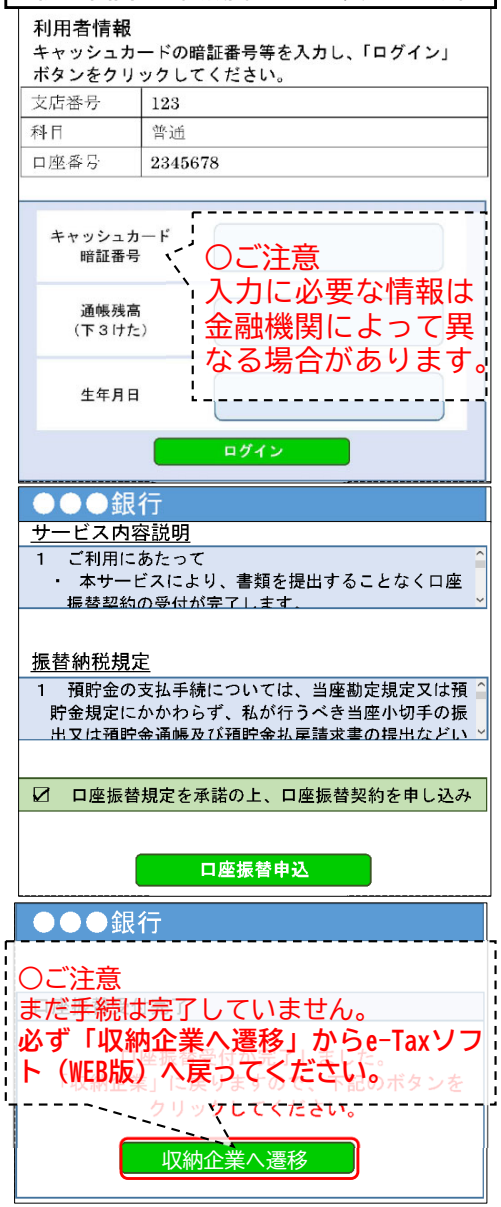


⑨内容確認後「金融機関へ」



選択後、金融機関サイトに切り替わります。

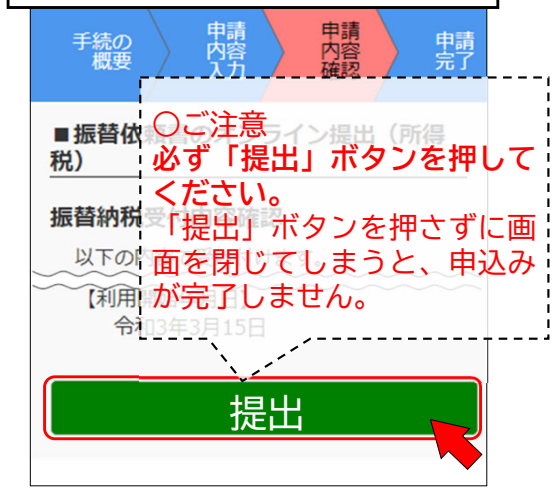
⑩金融機関サイトでの手続
（入力画面は金融機関によって異なります）



○ご注意
入力に必要な情報は金融機関によって異なる場合があります。

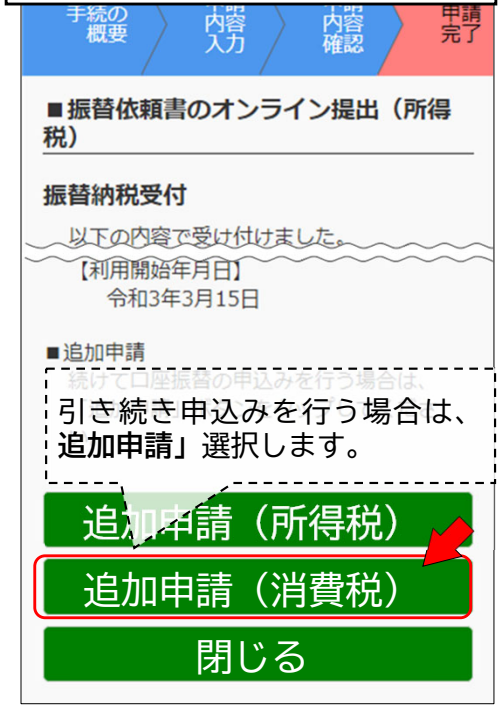
○ご注意
まだ手続は完了していません。
必ず「収納企業へ遷移」からe-Taxソフト（WEB版）へ戻ってください。

⑪内容確認後「提出」



○ご注意
必ず「提出」ボタンを押してください。
「提出」ボタンを押さずに画面を閉じてしまうと、申込みが完了しません。

⑫「追加申請」又は「閉じる」



引き続き申込みを行う場合は、**追加申請**」選択します。